

介護保険住宅改修の手引き

平成 27 年 8 月更新 鎌倉市高齢者いきいき課

項目	内容	備考
対象者	介護保険要支援認定者又は要介護認定者	
対象となる改修	(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) 上記(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付けのための壁の下の下地補強 ・浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 ・床材の変更のための下地の補修や根太の補強 ・扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更 	新築の場合は対象になりません。 ※竣工検査を終えた後なら可。
支給限度額	20 万円。何回かに分けて使うことも可能。	1 割又は 2 割は自己負担額なので実質支給額は 16 万円～18 万円まで。転居した場合や、前回の住宅改修着工時と比べ状態が 3 段階以上重くなった場合（例：要支援 2 又は要介護 1 ⇒ 要介護 4）は、再度利用できることもありますので、お問い合わせください。
事前申請	工事を行う前に事前申請が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修費支給申請に係る事前申請書 申請書の記載事項を訂正する場合は申請者（被保険者）の訂正印が必要です。なお、修正液・修正テープの使用は認められませんのでご注意ください。 <p style="text-align: center;">（償還払い・受領委任払いを決め、申請書に記載）</p>	要介護認定新規（更新）申請中でも可。 認定結果が非該当になった場合の工事は全額自費です。 入院中でも申請可。ただし、退院し在宅生活に戻ってからの状況を見たほうが適切な改修プランを立てられる場合があります。 <p style="text-align: center;">受領委任払いは登録事業者に限ります。</p>

項目	内容	備考
事前申請書記入上の注意	(1) 住宅改修が必要な理由書	介護保険のサービスを受けている方は担当ケアマネジャーか地域包括支援センターにご相談ください。認定は受けていてもサービスを使っていない方は、地域包括支援センターか施工業者の福祉住環境コーディネーター等の有資格者にご相談ください。
	(2) 工事費内訳書（見積書） <ul style="list-style-type: none"> ・見積書の宛先は被保険者本人（フルネーム）であること ・材料の品番・直径・長さ等を記入すること ・消費税額の1円未満端数処理は任意 	できる限り2社以上の 見積を比較することが大切です 。 材料費の値引きは、参考として定価を記載することが適当です。 消費税を値引きすることは不可。値引きする場合は消費税積算前としてください。
	(3) 平面図 <ul style="list-style-type: none"> ・動線を含め、改修予定箇所の位置関係が確認できること 	ラフなスケッチでも差し支えありません。
	(4) 工事着工前の状態を確認できる写真 <ul style="list-style-type: none"> ・改修箇所が明らかであること ・手すり設置予定位置にはテープを貼って撮影、又は写真にペン等で記入すること ・段差解消の工事では、段差を明らかにするためメジャーを当てるか、拡大した写真を添付すること 	写真には撮影日を入れてください。日付の入るタイプのカメラで撮影するか、日付を書いた紙・黒板等を入れて撮影してください。
	(5) ・改修箇所が複数の場合は、見積書・平面図・写真に通し番号をつけること	
住宅改修着工承認	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請書の内容確認後、申請者（被保険者）宛に市から住宅改修着工承認通知書を交付 ・事前申請書提出から着工承認通知送付までの処理期間は標準で7日（休務日を除く）。 	<p>着工承認のない工事は住宅改修費支給対象になりません。</p> <p>工事内容が変更になる場合は、着工承認通知を市に返し、改めての事前申請書を提出してください。ただし、工事箇所が減ったり経費が下回った場合は支給申請時に変更内容と新たな内訳書を添付することで可。</p>

項目	内容	備考
支給申請	<p>工事完了後は支給申請が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険住宅改修費支給申請書 <p>申請書の記載事項を訂正する場合は申請者（被保険者）の訂正印が必要です。なお、修正液・修正テープの使用は認められませんのでご注意ください。</p>	<p>退院を前提に住宅改修を施工した場合、退院し在宅生活を始めてから申請してください。</p>
支給申請書記入上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・償還払いにおいて被保険者以外の口座に振り込む場合で、振込先が親族以外なら委任状が必要。受領委任払いの場合は施工事業者との代理受領委任状が必要。 	<p>口座名義はカタカナで記入してください。代理受領委任状は利用者負担額を領収する以前に作成されていることを確認してください。</p>
	<p>(1)領収書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛先は被保険者本人(フルネーム)であること ・償還払いにおいて原本を提出できない場合は、原本と写しを持参。市窓口において原本照合を確認の上、原本を返却 ・受領委任払いにおける利用者負担額の領収書は写しで可 	<p>受領委任払いの場合の保険給付額は施工金額の9割又は8割、1円未満切捨て。自己負担額は施工金額から保険給付額を差し引いたものになります。</p>
	<p>(2)写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前申請書に添付したものと同一位置・角度から撮影すること 	<p>写真には撮影日を入れてください。日付の入るタイプのカメラで撮影するか、日付を書いた紙・黒板等を入れて撮影してください。</p>
支給決定	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受理後、書類審査を実施。支給決定後、指定口座に給付額を振込 ・支給申請書提出から振込までの処理期間は標準で3～4週間 	

【現地調査】

工事終了後、事前連絡の上、市職員が被保険者宅を訪問する場合があります。施工状況の確認をするとともに、施工に至るまでの相談（施工内容等）が円滑に行われたかについて利用者の声を聞くことが目的です。なお、工事施工前に訪問することもあります。

【介護保険住宅改修受領委任払い取扱い事業者の登録制】

受領委任払いで住宅改修を施工する場合は、登録事業者に依頼してください。なお、一度全額を事業者を支払ってから市に支給申請する場合（償還払い）は、どの事業者でも施工が可能です。

※登録事業者の一覧は、市窓口とホームページにて提供します。

【参考】

住宅改修費受領委任払い制度登録事業者の順守事項（抜粋）

- ・ 被保険者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、その心身及び居宅の状況等をふまえた適切な住宅改修を行うよう努めること。 **【改修は必要な部分に限ること】**
- ・ 住宅改修を行うに当たっては、鎌倉市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- ・ 正当な理由なく、介護保険住宅改修費受領委任払い制度の利用を拒まないこと。
【受領委任払いができることを利用者に必ず説明すること】
- ・ 住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収証を発行すること。
- ・ 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により、適切な対応方法を検討し、対処すること。
- ・ 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、従業員でなくなった後も同様とすること。